

令和3年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和3年7月2日（金）午前10時～11時30分
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約係主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度下半期 契約締結状況について (2) 令和2年度下半期 審議案件について <ol style="list-style-type: none"> ①制限付一般競争入札（1件） ②希望制指名競争入札（1件） ③指名競争入札（2件） ④随意契約（特命随意契約）（3件） 4. その他 <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日 363件（内訳：制限付一般競争入札11件、総合評価方式入札1件、希望制指名競争入札132件、指名競争入札48件、随意契約171件）
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 各審議案件資料 4. 審議案件補足資料、その他資料
審議案件	合計 7件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

令和3年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 令和2年度下半期 契約締結状況について
 事務局が令和2年度下半期の契約締結状況を報告。
 平均落札率は89.5%であった。
 なお、令和3年1月より少額の随意契約が主管課契約に切り替わったことにより、100件程度契約管財課が関わる随意契約の件数が減ったことを確認。

2. 令和2年度下半期 審議案件7件について
 事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、質疑を行った。

(1) 制限付一般競争入札 (1件)

① 「(仮称)北区立都の北学園新築工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限付一般競争入札で、JVを組む案件である。JVの代表構成員について、要件として経営事項審査総合評価値(P点)が1,400点以上求められているが、その意味と、落札した業者の代表構成員の点数を知りたい。 ・P点が算出されるのは、ゼネコンのような大手だけか。 ・小中一貫校とのことであるが、北区では初めてか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査総合評価値(P点)とは、経営規模や経営状況・技術力等により総合的に評価された数値である。 落札業者の点数については、手元に具体的な評価値を持ち合わせていないが、参考まで資料に各業者の格付け順位をお示ししている。代表構成員については、入札参加要件でP点1,400以上としており、落札者以外の参加者もすべて要件を満たしていることになる。落札者以外の代表構成員のうち100位代の業者がいることから、格付けが10位代である落札者の点数は高いものとして考えていただければよろしいかと思う。 ・大手だけではない。一般的に算出される数値である。 ・小中学校の合築としては、王子小学校・王子桜中学校があるが、小中一貫校としては、北区で初めてである。

(2) 希望制指名競争入札（1件）

②「北区保健所非常用発電設備設置工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>②について</p> <ul style="list-style-type: none">・1者落札他全者辞退または不参加で、結果として1者入札となっている。 辞退理由について、非常用発電機の納期が間に合わないという業者が多い。入札参加希望の段階で、業者側でわからないものなのか。・発電設備設置工事であり、発電機を用意することが大前提ではないのか。十分な調査がなされずに入札に出されているのか。区側で何らかの改善点があり、1者入札を回避する余地はなかったのか。・昨年度の委員会より、1者落札他全者辞退または不参加で結果として1者入札となる問題に関して、何らか区側での対処を検討してもらってもいいのではないかと指摘している。この問題に関して、業者側に辞退理由を明記してもらおうことについては履行されてきているように思うが、発注の時点でもう少し正確な情報を区から提供するなどしていけば、調達可能どころが手を挙げ、適正な入札になるのではないかと考える。区が少し譲歩することによって改善できそうに思うが、その余地はないのか。・新型コロナの関係で保健所の業務が多くなったことと、非常用電源が必要になったことは関連しているのか。	<ul style="list-style-type: none">・入札参加希望を募る時点では、工事の概要しか示していない。指名した段階で初めて詳細の仕様を示し、入札に向けて見積もってもらうことになる。そのため、その時点で間に合わないということが判明したものと思われる。・工事主管課にて、積算の段階で必要に応じ市場調査を行っているものと考えているが、調査の実施時期など、さらなる検討が必要な点はあるかもしれない。区としても、入札参加を希望した業者が辞退することについて詳しく考えていきたいところである。・もう少し区の努力が必要であるというご指摘は、ごもっともであると考えている。本案件は、秋口の入札で年度内の履行ということで、納期が間に合わないという理由での辞退が多く出たという結果になった。このような、あらかじめ設置が必要とわかっている機器を扱うようなものであれば、もう少し余裕をもって計画的に入札に臨めるよう、発注時期を考えるなど、契約管財課としてもしっかり改善してまいりたいと考える。・特に業務の増大と関連があるものではない。

(3) 指名競争入札（2件）

③「石神井川河床浚渫工事」

④「教務用ICT環境に関する機器等の賃借」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>③について</p> <ul style="list-style-type: none">・辞退理由について、予定技術者を配置できなかったとであるが、実際に他	<ul style="list-style-type: none">・本件は浚渫（しゅんせつ）工事であり、この業種は業者が少ないことがわ

の仕事で忙しいのか、または他の仕事と比較し利益の多い方を選んでいる、という意味なのか。

・こちらから指名追加した業者については、3者とも辞退という結果になっている。希望なく指名した業者が入札に参加しなかったということは、区側の努力の観点で考えたとき、指名する際の配慮などもう少し余地があったということはないのか。

・資料に各者の過去の工事实績が記載されており、そこから平成27年と令和元年にも同名の工事が実施されていたことがわかる。今回の工事と同様のものか。また、変更契約により追加工事も発生しているようであり、直近の令和元年の工事の意味があったのかという印象を受けてしまうがどうか。

④について

・辞退理由について、「仕様を満たせなかった」とあるが、どのような意味として理解すればよいのか。

・辞退理由の記載がない業者については、区内業者ではないので、区として特に何も対処してこなかったのか。辞退理由を記載してこないのはなぜか。

かっている。そのため、恐らく文字通りの理由であったと捉えている。

・業者選定の段階では、公共工事の実績も考慮しており、対象業者が少ない中でこの業者選定となったことはやむを得なかったと考える。

・過去と同様の工事である。しゅんせつは、川に堆積しているものをさらう工事であり、川の流れにより1年経過するだけでも堆積物と共に臭気も発生してしまう。そのため、定期的に行う必要がある。臭気について所管に苦情等も来ていると聞いており、外部の有識者も交え抜本的な対策の検討も行っている。しかしながら石神井川の構造上、下水が流れ込んでしまうことが避けられず、対応はかなり難しいということである。

・本件については、かなり詳細な仕様となっている。発注図書で仕様を示した際、指名された業者側でしっかりと読み込んだ結果、仕様を満たせないという結論に至ったものであると理解している。

・区内業者ではないから何もしないということはない。区内本店業者であっても区外業者であっても、同様に考えている。

理由を記載していない、抽象的な言葉の表現にとどまっていることは、今までもご指摘いただいているところである。北区としては、工事業者とは毎年1回業界団体と直接話す機会があるため、ご協力をお願いし改善してきている。しかし、委託などの物品関連の業者とは意見交換の機会がないが、記載が無いことは望ましくないと考えている。引き続き対応を検討してまいりたい。

<p>・この案件により、北区の全ての小中学校にタブレットが行きわたったのか。また、ご家庭の負担は無いのか。</p>	<p>・この案件により北区内全ての小中学校に行きわたったことになる。タブレットを貸すことに関するご家庭の負担はゼロである。</p>
---	---

(4) 随意契約（特命随意契約）（3件）

- ⑤「(仮称)北区立都の北学園新築工事監理業務委託」
- ⑥「新型コロナウイルスワクチン接種関連業務委託」
- ⑦「十条駅西口地区第一種市街地再開発事業における公益施設基本設計業務委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>⑤について</p> <p>・特命随意契約予定金額妥当性確認書の記載内容について。「その他」が選択され、「東京都北区設計等委託料積算標準に基づく、工事監理業務内訳書により確認している」とあるが、この意味を教えてほしい。標準があり、それに基づいて作成された内訳を確認した、ということかと思うが、基準に照らして妥当ということか。</p> <p>⑥について</p> <p>・新型コロナウイルスワクチン接種担当課という課があり、そこが業者を選定してきた、という理解でよいか。具体的に選定までの過程、手順はどのようなものだったのかわかるか。</p> <p>・変更契約をしており、当初の契約金額からおよそ10倍近い金額に変更されている。緊急ということで、やむを得ないことと推測されるが、このあたりの妥当性はどこがチェックしているのか。</p>	<p>・内訳の詳細については非公開であるが、基準に基づき確認し、妥当であると判断したものである。</p> <p>・過去に行った定額給付金等の実績等により、このような大規模な業務を請け負えるか、ある程度業者の目星をつけたうえで相談をしている。緊急性がありかつ全国一斉に行うものと考えると、実績があり、迅速に体制を整えられる業者を選定することになる。担当所管課で選定し、契約管財課でも選定理由をきちんと確認したうえで、特命随意契約とするか判断している。</p> <p>・契約管財課でも確認している。変更箇所としては、印刷物がすべて当初の4倍の数量となったこと、コールセンター開設期間の6カ月延長、接種券再発行業務や予診票の改修・点検等の追加業務、といったことがあり、それぞれの単価から算出した金額であるということを確認している。</p>

<p>・担当課と契約管財課で確認のうえ判断しているということか。</p> <p>・接種券の再発行業務はどういう状態であるのか。 なお、本件は緊急の業務であるため、入札が難しいことは理解している。</p> <p>⑦について</p> <p>・埼京線が高架化することは認識していたが、高層ビルの建築については知らなかった。3・4階は区が取得して整備するということである。</p> <p>特命随意契約案件について</p> <p>・特命随意契約予定金額妥当性確認書の補足資料について、3件を比較すると圧倒的に⑥の案件が具体的な記載がありわかりやすく良い。他の案件についても、内容を精査したことはわかるが、どういう視点から何をチェックしたかを明確に記載するようにしてほしい。</p>	<p>・契約変更については、一旦現状の年度内の契約はそのままとし、新年度から新たな契約を締結することも考えられ、どのような契約とすることが妥当であるか、担当課と契約管財課で検討した結果、当該契約を変更するという判断になった。</p> <p>・接種券の紛失等で再発行の希望がある場合、対象データを確認のうえ再発行するという業務であるが、転入・転出等によりデータの確認が難しいものもあり、また、件数も相当数あるものと思われる。 なお、まだ稼働中の契約であり、今後も契約金額の変更があるものと予測している。大きなものではシステムが関連することで、予約から接種までの記録に関するものや、証明書の発行についても、今後対応していくことが考えられる。</p> <p>・補足資料に、再開発事業の概要書等から抜粋した断面イメージ等を添付している。ビルの一部の権利床を区が取得し公益施設を整備することとなっている。</p> <p>・確認書については、部署への負担増とならないようチェックをするだけの様式としている。しかし、チェックだけではなく、もう少し具体的に活字で記載する形にする等、検討していきたいと思っている。</p>
--	---

審議結果

・入札について、概ね適切に執行されていると認められる。

・1者入札、他は辞退または不参加であり結果として1者入札となっている案件について、一概に否定・批判すべきものではなく、競争の機会が与えられているものとも捉えられるが、競争の促進という観点ではできる限り回避する方向が望ましい。引き続き辞退理由の記載を促しながら、その他発注時や指名選定時等に区として何らかの対応策を講じていくことが望ましい。

・システム導入における業者の「ロックイン」について、今回は下半期だったこともありあまりシステム関連のものが見受けられなかったが、デジタル庁の発足もあり、この先ますます難しい案件が出てくるものと思われる。

・特命随意契約について、業者選定にあたってはきちんと理由を示していただいている。また、金額の妥当性については、当委員会での指摘から書面による確認が実現され活用されている。より透明性を確保するため、具体的に妥当性を確認できる書面となるよう今後さらに進化させていっていただきたい。

・契約件数は減少しているが、契約金額は増加傾向にある。ますますの公正な競争の実現、透明性の確保を今後さらに強力に行っていただきたい。努力が目に見えるよう、見せ方を工夫することも信頼関係の構築には重要である。

※「ロックイン」とはこの場合、システムの入替には非常に高いコストがかかるため、一度システムを導入すると長期間入替が行われず、導入中は保守や改修などがすべてシステム導入業者により行われ続けることを意味する。